



公 告

下記森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により  
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年3月8日

朝日町長 笹原 靖直



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 小班	地目	面積	経営管理権の 存続期間	備考
集1-1	朝日町大平 字国分山 15番、16番	1林班 口小班	山林、 保安林	0.59ha	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	
集1-2	朝日町大平 字国分山 3番1、8番1、 11番、12番、 13番、14番 字寺屋敷 465番1、465番2、 466番1、466番2、 466番3、466番4	1林班 口、ハ 小班 999林 班 イ小班	山林	2.88ha	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	
集1-3	朝日町大平 字国分山 9番、10番	1林班 口小班	山林	0.45ha	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

2 縦覧場所

朝日町農林水産課

朝日町ホームページ(リンク <https://www.town.asahi.toyama.jp/>)

3 本公告により、朝日町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。